緊急初動班設置要領

この要領は、岡山県地域防災計画(地震・津波災害対策編)で設置することとした緊急初動班に関して、その組織、任務等について定める。

1 緊急初動班の主旨

緊急初動班は、勤務時間外における地震発生(県内で震度4以上の地震を観測した場合)に直ちに対応できる初動体制の確立のために設置するものである。

2 組織

- (1) 緊急初動班は、知事部局、企業局、教育長の本庁及び出先機関で組織する。
- (2) 緊急初動班に総括班、情報収集班及び通信管理班を置く。

	本 庁	出先機関
統括班	危機管理課及び消防保安課の班員	県民局の班員 責任者は地域政策部の班員
情報収集班	知事部局(危機管理課、消防保安課、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、保健福祉部、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局)、企業局、教育庁の班員	県民局、地域事務所、水島港湾事務所、 発電所、工業用水道事務所、教育事務 所の班員
通信管理班	財産活用課及び危機管理課の班員(応援のため派遣要請する職員を含む。)	_

3 任務

	本 庁	出先機関		
統括班	・緊急初動班の総括 ・被害状況等のとりまとめ ・知事等への報告 ・国(消防庁ほか関係省庁)への報告 ・応急対応部所び関係機関への連絡 ・状況に応じ、上位体制への移行準備 ・報道機関への対応	・県民局管内の被害状況のとりまとめ ・県民局長等への報告 ・本庁への報告 ・応急対応部所及び関係機関への連絡 ・状況に応じ、上位体制への移行準備 ・報道機関への対応		
情報収集班	・情報収集の主な対象範囲は次のとおり。 人的被害、建築物の被害状況 主な公共(公共的)施設の被害状況 ・別紙の「情報収集・連絡体制(概要)」により、関係機関から被害状況について、それぞれ情報収集し統括班等に報告する。 ・場合によっては、参集途中の被害状況を直ちに本庁統括班に連絡する。			
通信管理班	・防災行政無線等の通信施設の機能維持及び調整をする。 ・非常体制へ移行する場合の災害対策本部室の通信手段を確保する。 ・地震(津波)情報をとりまとめ、その情報を市町村等へ連絡する。			

4 班員

- (1) 班員の指名
 - ア 班員は、原則として勤務課所から 5 km以内に居住する職員の中から、部局長がそれぞれ毎年 度指名する。
 - イ 班員の基準人数は、部局ごとにそれぞれ別表のとおりとする。
 - ウ 各部局は班員の指名名簿を危機管理課に報告するとともに、参集者名簿(様式3)に班員を 含む全職員の所属、職名、氏名を記入し、常備するものとする。

(2) 班員の参集

- ア 班員は、勤務時間外に、放送(テレビ、ラジオ)や防災情報メールで震度4以上の地震情報 を知った場合には1次班が、震度5弱以上の場合は1次班に加え2次班が勤務課所へ自主参集 する。
- イ 班員は、交通機関の途絶(不通)、道路状況等により勤務課所へ登庁できない場合には、居住 地に近接した参集可能な県民局等へ参集のうえ、班長又は所属長にその旨を報告し、指示を受 ける。
- ウ 県外での地震については、必要に応じ危機管理課職員が登庁し、災害時の相互応援協定等に 基づく対応を図る。

5 班員の訓練

班員の参集、情報収集等の訓練は毎年度実施するものとする。

○別表 (緊急初動班の人数)

< 本 庁 >

区分	部局別	人数		
		1 次	2次	
統括班	危機管理課 消防保安課	6	6	
情 報 収集班	危機管理課 消防保安課	5	6	
	総合政策局	2	1	
	総務部	2	4	
	県民生活部	3	2	
	環境文化部	4	2	
	保健福祉部	5	3	
	産業労働部	5	2	
	農林水産部	7	2	
	土木部	6	2	
	出 納 局	2	1	
	企 業 局	2	1	
	教 育 庁	2	5	
	小 計	4 5	3 1	
通 信 管理班	財産活用課	3		
目 生 吐	危機管理課	2	2	
	⇒ I.	5 6	3 9	
	計	0.5		

9 5

	部局別	人 数			
区分		1 次		2 次	
		部単人数	延人数	部単人	延人数
総括班	県 民 局	8	$2 \langle 4 \rangle$	5	1 5
			3 O		3 O
		10	0 0	10	0 0
情報収集班	県 民 局				
	地域事務所	3 ~ 4	18~24	3 ~ 4	18~24
	発電総合管理事務所		1		1
	工業用水道事務所		1		1
計		ı		ı	